

声 明

完成後も水の使い途がない徳山ダムの水を木曽川に流すための、木曽川水系連絡導水路事業に対する愛知県の負担金（318億円）の支出差止を求める住民訴訟において、本日、名古屋高裁は、地裁判決を踏襲して、控訴人住民の訴えを退ける判決を言い渡した。

木曽川水系の水資源開発問題は、流域住民および全国的な世論の反対の声を押し切って、相次いで強行建設された長良川河口堰と徳山ダムの水が、今なお、ほとんど使用されず、使用目的が定められないのもある事実からも明らかのように、完全な水余り状態にあり、これ以上税金を投入する公共事業をすることは、ムダを超えた犯罪的行為とも言える。

水道行政に責任を負う厚労省も2013年3月に「新水道ビジョン」を示し、これからは人口減少と節水により水需要が減少する時代を迎えるという認識を示し、過大な水資源開発に警鐘を鳴らし、自治体の水道事業について、財政の健全化のため、事業の縮小も視野に入れた運営の再構築を求めている。

こうした地域の実情や時代の趨勢を省みることなく、行政が策定した水資源開発計画を鵜呑みにして、真摯に検討する姿勢を示さなかった司法は、もはや存在価値を失ったと言っても過言ではない。

原発裁判において、誤り続けた「司法の失敗」が指摘されたが、大飯・高浜原発に関する福井地裁判決によって、「司法は生きていた」と評価された。

残念ながら、水資源開発事業に対する住民訴訟においては、司法は依然として誤り続け、死んだ状態のままであると言わざるを得ない。私たちは、司法が蘇生することに望みを託して上告するものである。

と同時に、私たちは本訴訟において、愛知県と名古屋市が自治体として自律的な判断をすれば、本事業から容易に撤退できることを明らかにしてきた。

よって、眠りこけている司法の判断に頼るだけでなく、ムダな水資源開発事業の廃止を求める広汎な市民のみなさんとともに、さらに活動の輪を広げ、愛知県および名古屋市に対し、本導水路事業から撤退することへの働きかけをさらに強めていく決意である。

ここに、これまで本訴訟を支えてくださった方々に深く感謝するとともに、ムダで有害な本導水路事業を廃止させるために、今後とも粘り強い活動をつづけることを、あらためて表明する。

2015年9月17日

導水路はいらない！愛知の会